

体罰・不適切な指導・ハラスメント防止 ハンドブック

～信頼される学校づくりのために～

令和7年1月改訂

岡山県教育委員会

はじめに

平成24年7月25日、岡山県立岡山操山高等学校2年生の男子生徒が自ら命を絶つという悲しい事案が発生し、令和3年3月26日、当該事案に関する第三者調査委員会による調査の結果が岡山県教育委員会に報告されました。

岡山県教育委員会としては、生徒の自死の原因は、事案発生前に既に形成されていた野球部監督と生徒の関係性を背景とする、野球部監督からの生徒に対する叱責や体罰であり、これらの言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったと考えております。今後、二度とこのような事案を起さないよう、調査報告書等で指摘された問題点や提言を踏まえ、本県の全ての教職員がいかなる場合においても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識の下、児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めるために、平成25年8月に作成した「体罰防止ハンドブック」を全面的に見直しました。

このハンドブックでは、「Ⅰ 基本的な考え方」において、体罰・不適切な指導・ハラスメントがなぜいけないのか示すとともに、体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす背景、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶にどのようにして取り組むのかについて説明しています。また、「Ⅱ 事例集」では、集約された事例をもとに、様々な指導場面において体罰・不適切な指導・ハラスメントに至った原因となっている課題や、その際行うべき適切な対応について説明するとともに、現在各学校で取り組まれている実践事例も紹介しています。さらに、「Ⅲ 体罰・不適切な指導・ハラスメントを行ってしまったら」では、体罰・不適切な指導・ハラスメント事案が発生した場合の対応について説明し、「Ⅳ 資料」では、自らの取組を振り返るチェックシート等を掲載しています。

各学校において、このハンドブックを校内研修等で活用したり、教職員が機会あるごとに見返したりすることで、学校の指導体制や自らの指導の在り方を見直し、児童生徒理解に基づく体罰・不適切な指導・ハラスメントのない学校教育が行われることを期待します。

岡山県教育委員会
教育長 中村 正芳

目 次

I 基本的な考え方

- 1 体罰・不適切な指導・ハラスメントは、なぜいけないのでしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 どういった行為が体罰・不適切な指導・ハラスメントとなるのでしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法はどういったものなのでしょうか・・・・・・・・・・ 7

II 事例集

- 1 部活動において・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 授業において・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒への対応について・・・・ 37
- 4 体罰に当たらない事例・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

III 体罰・不適切な指導・ハラスメントを行ってしまったら・・・・ 47

IV 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

- ・ 管理職用チェックシート
- ・ 教職員用チェックシート
- ・ 体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する相談窓口
- ・ 体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に関する関係資料等
- ・ 懲戒処分の指針（抜粋）
- ・ コンプライアンス研修

I 基本的な考え方

1 体罰・不適切な指導・ハラスメントは、なぜいけないのでしょうか

※本ハンドブックにおいてハラスメントとは、児童等に対するパワー・ハラスメントに類する言動及びセクシュアル・ハラスメントを指すものとする。

児童生徒の権利を侵害することになります

「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4.12改訂）にも同様の趣旨が示されています。

体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することになり、絶対に許されません。

体罰・不適切な指導・ハラスメントは児童生徒の心に大きな傷を残します

体罰・不適切な指導・ハラスメントは、児童生徒の心に深い傷を負わせることになります。その傷は、恐怖心、屈辱感を与えるだけでなく、児童生徒の無力感や劣等感を増大させます。

体罰は、学校教育法第11条において、明確に禁止されている行為です。児童生徒を何度口頭で注意しても効果がないことから、つい体罰を行ってしまった時に、「体罰はやむを得ない場合もある。」「一定の限度内であればよい。」「身体を張って指導しているんだ。」などという言葉で体罰を肯定する声が聞かれることがあります。が、体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長し、いじめや暴力などの土壌を生んでしまう恐れがあります。体罰は指導の行き過ぎではなく、暴力以外の何ものでもなく、体罰が法律に違反した行為であることを重く受け止める必要があります。

また、児童生徒を指導する中で、「人格を否定するような発言」や「性的嫌がらせにつながる行為」等と感じさせてしまうことにより、児童生徒を深く傷つけしまうことがあることから、教育的配慮に欠け、精神的なダメージを児童生徒に与える不適切な指導・ハラスメントも、**不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけになる可能性もあるため、体罰と同様に許されない行為です。**

体罰・不適切な指導・ハラスメントは児童生徒との信頼関係を崩し、学校不信を招きます

教職員にとって、児童生徒に教育的指導を行うのは大切な仕事の一つですが、適切な指導と体罰・不適切な指導・ハラスメントにつながる行為との境界線は、必ずしもすべてが明確となっている訳ではありません。「学校は特別な場所」であると思い違い、「子

どもたちのために」という大義名分のもとであれば許容範囲だと考えていませんか。

体罰・不適切な指導・ハラスメントを行う教職員がいた場合、児童生徒は表面的にはその怖さから教職員に従うそぶりを示しても、内面的には不安や恨み、反発心などを抱くようになります。また、他の教職員に対して、横柄な態度をとるなど、教職員によって接し方を変えろということにもつながります。体罰であっても、不適切な指導・ハラスメントであっても、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員や学校への信頼を失墜させることとなります。児童生徒との信頼関係が崩れれば、保護者からの不信感が増し、やがて地域全体からの信頼も失うこととなります。たとえ1回の体罰・不適切な指導・ハラスメントでも学校不信を招き、その修復には、かなりの時間と労力がかかることとなります。

2 どういった行為が体罰・不適切な指導・ハラスメントとなるのでしょうか

法の規定

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

体罰は、法律で禁止されており、校長及び教員は、いかなる場合も体罰を加えることはできません。

体罰を根絶する一方で、指導すべきことは、毅然とした姿勢で教職員が一体となって指導し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要であると考えています。

※ 懲戒とは、このハンドブックでは児童生徒への叱責、起立、居残り、宿題や清掃当番の割当て、訓告など、事実行為としての懲戒を指しており、退学や停学などの児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴うものは除く。

体罰・不適切な指導・ハラスメントとは

体罰とは

- 次の行為のように、その行為の内容が、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）は体罰に該当します。次にあげる行為はその例です。
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 次の行為のように、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特

定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）は、体罰に該当します。次にあげる行為はその例です。

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
- 次の行為のように、社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すものは、体罰に該当すると考えられます。次にあげる行為はその例です。
- ・ 健康状態を無視した、日常生活に支障を来すほどの疲労を伴う運動を強要する。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに運動をさせる。
 - ・ 指示に従わない生徒に対して激怒して、パイプ椅子を振り上げたり、机を蹴ったりする。
 - ・ 個々の能力や特性に配慮することなく、科学的合理性を欠く練習を複数回課す。
 - ・ 試合に負けたり試合内容が不甲斐なかったりした場合の罰として、トレーニングの目的から外れた過度なランニングを課す。

体罰かどうかを判断する基準

- 懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件や以下に記載した観点の状況を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。
- 適切な教育的指導の一環として行われたものであったか、そうではなく感情的な行為であったか等について確認し、体罰に当たるかどうかを判断します。
- 懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たる場合は、体罰に該当すると判断します。
- 注意喚起行為等として行われたものであっても、単発のものでなく繰り返し行っているものや、顔面を叩いたり足を蹴ったりするなど程度の重いものは、体罰に該当すると判断します。また、結果として、児童生徒に鼻血や打撲などけがを負わせたものは体罰に該当すると判断します。
- 児童生徒から教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使で、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は、体罰には該当しないと判断します。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に該当しないと判断します。

不適切な指導・ハラスメントとは

- 不適切な指導とは、児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような言動や、児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含まれます。次にあげる行為は、不適切な指導と考えられ得る例です。
 - ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
 - ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
 - ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
 - ・ 殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、本人の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
 - ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
 - ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
 - ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
 - ・ 適切な指導やアドバイスをせず、できないことを執拗に責め続ける。
 - ・ 部活動や行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。
 - ・ 好き嫌いで児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。
 - ・ 学校生活において、介助や支援を必要とする児童生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援を行わない。
 - ・ 児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。
 - ・ 児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方向的に押し付ける。

パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、県の「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの」と定義しています。児童生徒に対しても、人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動は、パワー・ハラスメント（児童等に対するパワー・ハラスメントに類する言動のことを言う。以下同じ。）に該当します。

パワー・ハラスメントかどうかを判断する基準

パワー・ハラスメントに当たるかどうかは、当該児童生徒又は目撃者や相談を受けた者の訴えの内容や当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境等の諸条件や次に記載した観点の状況を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

適切な教育的指導の一環として行われたものであったか、そうではなく児童生徒に対する優越的な関係を背景として行われる、指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であったかについて確認し、児童生徒の人格や尊厳を害し、又は精神的・身体的苦痛を与える行為であったかを踏まえ、パワー・ハラスメントに当たるかどうかを判断します。

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、県の「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義していますが、児童生徒に対しても、次の行為のように、児童生徒を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体等への不適切な接触、つきまとい等は、セクシュアル・ハラスメントに該当します。次にあげる行為はその例です。

- ・ 容姿や体型を話題にしたり、揶揄するように言ったり、性に関することを話題にしたりする。
- ・ 指導の際に、身体に寄りかかったり、髪や手に触れたり、マッサージと称して身体を触ったりする。
- ・ 「男子(女子)だから・・・」「女子(男子)のくせに・・・」など、性別で行動や役割分担を決めつける。
- ・ 児童生徒とSNS等でのやりとりを行い、児童生徒に対し、性的な冗談を含むメッセージを送る。

セクシュアル・ハラスメントかどうかを判断する基準

性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかについては、相手や周囲の児童生徒がどう感じているかが重要です。

セクシュアル・ハラスメントについては、当該児童生徒、目撃者、相談を受けた者からの訴えがあったり、周りの教員が気づいた場合は、セクシュアル・ハラスメントが行われたものと判断して対応する必要があります。

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会の調査報告書において、生徒の自死の原因は、事案発生前に形成されていた部活動顧問と生徒の関係性を背景とする、部活動顧問からの生徒に対する叱責や体罰であり、これらの言動は教員という立場を利用したハラスメントであったと判断されています。

本事案から、不適切な指導・ハラスメントが児童生徒に及ぼす影響について学び、これらの行為を根絶する意識や取組を徹底する必要があります。

5 本件生徒の自死(本件自殺)の原因について【要約】

本事案において、本件生徒が自死することとなった要因として、学習面や交友関係での悩みなどを挙げることができる。

しかし、本件生徒の自死と強い関連性があると言える要因としては、マネージャーとして野球部に復帰した本件生徒が、もう野球部を辞めることはできないとの心境にあったことに加え、本件生徒がS氏に対して畏怖していたという関係性がある中で（本件生徒は、野球部をいったん辞めていたが、それ以前において、本件生徒自身も、S氏から体罰を受けたことがあったし、精神的打撃を受ける言動をされたことがあった）、自死する直前に、S氏が本件生徒を激しく叱責したことにあると言える。なお、自死する直前の、グラウンドに残されて叱責を受けた行為は、S氏による本件生徒に対する「体罰」に該当する行為であった可能性が高く、熱中症の危険に晒しながらの叱責であったのであるから、少なくとも、本件生徒に対して著しく配慮に欠けた指導であった。

本件生徒は、かねてより、野球部における自分自身の存在価値に疑問を覚えてきたところ、自死直前の叱責により、改めて自分自身の存在価値を否定したものと考えられる。本件生徒は、自分自身の存在意義に対する無価値感や、野球部内での孤立感をより強くし、マネージャーとしてであったとしても、野球部にいる限り、このような感覚が今後も継続するという強い苦しみを主観的に覚え、心理的視野狭窄に陥って、自死するに至ったものと判断する。

そして、教育倫理的ないしは法律的な観点から、本件生徒の自死を惹起した必要条件と言えるのは、S氏と本件生徒との間に形成されていた関係性を背景とする、S氏からの本件生徒に対する激しい叱責等であったことは明らかである。

よって、当委員会は、本件生徒が自死した原因は、本事案発生前に既に形成されていたS氏と本件生徒との関係性を背景とする、S氏からの本件生徒に対する激しい叱責等にあったと結論づける。S氏の本件生徒に対する言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったとも言える。

3 体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法 はどういったものでしょうか

学校教育の現場において、体罰禁止や不適切な指導・ハラスメント防止が叫ばれ続けているにもかかわらず、また学校におけるハラスメントの防止に努めている中、いまだに体罰・不適切な指導・ハラスメントがなくなる背景には、次の要因が考えられます。

(1) 誤った考え方や関係性の理解不足

① 体罰・不適切な指導・ハラスメントを容認し、正当化する誤った考え方

教職員の中に、時と場合によっては、ある程度の体罰や厳しい叱責、威圧的な指導等が児童生徒の教育には必要であり、教職員自身が過去にそういった指導を受けた経験から、教育的にも有効で、自分の指導方法は間違っていないとの認識により、「体罰・不適切な指導・ハラスメントを容認し、正当化する考え方」が根強く残っていることが考えられます。体罰・不適切な指導・ハラスメントによって児童生徒の行動が変わったとしても、それは自主的、主体的な行動ではなく、恐怖心等によるものであり、教育的効果によるものではないことを理解する必要があります。児童生徒は人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在であり、いかなる理由があっても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されません。

② 教職員と児童生徒の関係性の理解不足

児童生徒は話しやすい教職員に親近感を持ち、自分の思いや悩みなどを話しやすいと感じるとともに、知識や経験が豊富で頼りになる大人として、憧れの存在になることもあります。そのため、児童生徒の中には、そういった教職員の関心を引いたり、甘えたりする者もいます。一方、一部の教職員の中にはそのような児童生徒の言動を恋愛感情と勘違いしてしまう場合があります。このような勘違いからセクシュアル・ハラスメントを犯すようなことが絶対あってはなりません。また、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられ、こうした言動をなくしていく必要があります。

③ 立場の優位性の理解不足

教職員と児童生徒は、「指導する側と指導される側」「大人と子ども」といった上下関係や力関係から、いかなる状況においても教職員に優位性が生じるため、学校では児童生徒は教職員からの指導等を基本的には受け入れざるを得ない立場にあります。こうした状況の中、人間関係の優位性を持つ教職員は、自らの指示等を、相手が受け入れている、あるいは嫌がっていないと間違えて認識してしまうと、体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こすリスクがあることを自覚する必要があります。また、教職員が自身の冷静さを保つことができず、怒りに任せた言動を行うことも体罰・不適切な指導・ハラスメントに繋がります。

<対処法>

◎教職員の意識改革に努め、指導力を高める

- 「厳しい指導」「愛の鞭」などと言って、体罰・不適切な指導・ハラスメントを正当化することは、大きな誤りです。また、「信頼関係ができてから」「少しぐらいいは」といった甘えも、全く通用しません。全ての児童生徒が個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を、全教職員の共通理解のもと、意識改革を徹底していく必要があります。
- 問題行動などの結果や現象面だけを見て判断し指導するのではなく、児童生徒の生活背景や実態を把握し、そのような行動に至る原因を受け止め、保護者とも連携するなど児童生徒理解に努めながら、粘り強く指導することが大切です。
- 教職員が指導の在り方や児童生徒への関わり方について振り返り、体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導法や、児童生徒との関わり方について、具体の事例を想定しながら研修し、自信をもって指導できる力を身に付けることが必要です。
- 教職員が、自分の中に生じた怒りをコントロールする方法を身につけるとともに、呼吸法や動作法などリラクセスする方法を学ぶことも大切です。
- 全ての教職員が、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶は勿論、人権問題を直感的に捉える感性や人権への配慮が態度や行動に表れるよう、コンプライアンス研修などを活用し、計画的に研修を行うことが大切です。また、児童生徒にも、個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を理解できるよう、人権教育の充実を図ることが必要です。

◎児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導の充実を図る

- 自分自身のこれまでの日常的な指導の在り方や児童生徒への関わり方を振り返り、自己指導能力育成のための留意点を生かした積極的な生徒指導への見直しを図ることが必要です。
- 児童生徒が意欲的に学ぶための授業づくりに努め、教育活動を通して成就感を味わえるように指導・支援していくことで、自己存在感を育てていくことが大切です。
- 児童生徒が互いに認め合い、共感的な人間関係をつくることができるように指導・支援するとともに、自己決定の場を設定し、自己の可能性の開発を援助していくことも必要です。
- 「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を活用し、「人権教育」や「自殺予防教育」に関する授業等で毎年視聴する機会を設け、児童生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する理解を得られるよう、各学校の実情に応じて取り組むことが必要です。また、保護者に対しても PTA 研修会等の機会をとらえ、当教育動画の視聴を促し、家庭における児童生徒との会話等から、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づけるよう理解を深めることも必要です。
- 学校部活動においては、「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成

績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行うことが必要です。

■ 運動部活動において指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが必要です。

■ 文化部活動において指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが必要です。

(2) 不十分な教職員間の協力体制やチェック機能

教職員が孤立し、他の教職員の協力が得られずに指導がうまくいかない場合、教職員としての権威や自尊心を傷つけるような児童生徒の態度に対して、自分の指導が児童生徒の内面に入らない指導力の不足からくる苛立ちにより、衝動的に体罰に至ったり、厳しい叱責や高圧的な指導等がパワー・ハラスメントに至ることがあります。そのようなことに至らないよう、日頃から管理職も含め、生徒指導について教職員間で話し合い、生徒指導における協力体制を構築しておくことが大切です。

また、部活動については閉鎖的な面があり、**顧問1人が管理を一任されやすい構造的な問題を抱えています。そのような中で、「強くしてやりたい」「上手くしてやりたい」という顧問の指導方針に対して、周囲の教職員がその問題点を指摘しにくいという構図があると言われています。**顧問以外の教職員の目が届かないことで、感覚が鈍ってくる面もあり、体罰・不適切な指導・ハラスメントに至りやすい危険性をはらんでおり、教職員相互や管理職によるチェックが必要です。

<対処法>

◎生徒指導体制の在り方を点検する

■ 生徒指導に当たっては、余裕をもって児童生徒の話をじっくりと聞くとともに、指導の困難な児童生徒への対応について、学級担任や生徒指導担当など一部の教職員だけが抱え込まないようにし、養護教諭等やスクールカウンセラーなど複数の教職員でチームを組んで指導に当たることなどが必要です。また、児童生徒を多面的な視点で理解するとともに、発達や成長の過程を考慮して指導に当たることも大切です。

■ **管理職は所属職員を監督する責務を有することから、本ハンドブックや「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」等を熟知した上で、校内の指導体制を構築するとともに、助言や相談しやすい体制や雰囲気**

づくりを行います。

- 対症療法としての生徒指導だけではなく、長期的な視野に立ち、教育活動全体を通じて自己指導能力育成のための留意点(自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を生かし、積極的な生徒指導を心がけ、魅力ある学校づくりに努めることが大切です。
- 児童生徒が何でも気軽に話せる環境づくりなど教育相談体制の充実に努め、悩みや不安が、潜在化・深刻化しないように留意するとともに、体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けるなど悩みや不安を抱えたときに、いつでも安心して相談できる環境を整えるため、スクールカウンセラーの配置や、外部の相談機関を周知するなど、外から見えない事案についての早期発見・早期対応を図る必要があります。また、児童生徒が確実に相談できるよう、児童生徒だけではなく、保護者にも周知する必要があります。(相談窓口については、P 50 参照)
- 学校の中でも、時間(授業中、昼食時、放課後等)や場所(教室、廊下、グラウンド等)によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もあることを踏まえ、複数の教員で観察するなど客観的な観察を心がけるとともに、学校生活アンケート等で、悩み事やいじめに関する回答をした生徒がいた場合には、できる限り速やかに個別に面談し、その心情を把握することが必要です。
- 「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート」(P 48～50)等を活用して定期的な点検を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントがないか確認することが大切です。
- 体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる事案が発生した場合の聴き取りの手順や当該教職員への指導、校内体制の見直しなどを、あらかじめ想定しておく必要があります。(P 47 参照)
- 部活動においては、「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、各校において活動方針や年間計画を定めた上で、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術等の活動を行える体制を整備する必要があります。
- 特に部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問1人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい場合があることを十分認識することが重要です。管理職は、校内の巡視や顧問以外の教職員相互の確認等によって、部活動の様子をしっかりと把握することにより、指導を第一顧問に任せきりにせず、複数による指導体制の構築や、相談できる体制や雰囲気づくりを行います。また、保護者に部活動を公開することや保護者会を定期的に開催することで、外部の目を部活動の中にも入れることも大切です。

(3) 学校と保護者・地域との認識の違い

保護者や地域の中には、時に体罰を含め、学校に強い指導を期待するなど、学校の取り組みもうとしている指導方針との間に認識のずれが生じることがあります。

<対処法>

◎保護者・地域との連携を図る

- 保護者・関係機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を増やし、そのような場で学校の教育方針等を明確に示し、理解と協力を求めることで、児童生徒を地域で見守っていく体制を作る必要があります。特に、閉鎖的な面がある部活動においては、練習計画や部活動の公開などにより保護者等との積極的な情報共有を図るとともに、学校として取り組もうとしている指導方針と各部活動における指導や活動の実態にずれがないことを確認する必要があります。
- 保護者や地域住民の一部には、体罰を容認する考え方があることも予想されますが、学校として体罰・不適切な指導・ハラスメントを否定するという明確な生徒指導の方針を説明し、継続的な啓発を進めていくことが大切です。

【参考】

平成 27 年 3 月に文部科学省が設置する「コーチング推進コンソーシアム」がスポーツ活動のすべての場面でコーチングを正しい方向へ導くための「グッドコーチに向けた「7つの提言」」を取りまとめ、広くスポーツ関係者に呼びかけ、環境の改善・充実を図っていくこととなりました。

グッドコーチに向けた「7つの提言」

1.暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

2.自らの「人間力」を高めましょう。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

3.常に学び続けましょう。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

4.プレーヤーのことを最優先に考えましょう。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

5.自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

6.社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネジャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

7.コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

（出典：平成27年 コーチング推進コンソーシアム）

Ⅱ 事例集

ここに示す事例は、「4 体罰に当たらない事例」を除いて、教員の指導や言動が人権侵害に該当します。全ての児童生徒が、個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を全教職員が共通理解することが大切です。

1 部活動において

部活動は本来、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる学校の教育活動」の一環であり、そこには体罰・不適切な指導・ハラスメントは必要ありません。しかし、依然として全国的にも様々な部活動に関わる体罰・不適切な指導・ハラスメント事例が多く発生していることも事実です。

部活動において体罰・不適切な指導・ハラスメントが起きてしまう背景には、勝つためには体罰等もやむを得ないとする「勝利至上主義」の問題、指導の未熟さを生徒の責任に転嫁する問題、指導者に対して部員は従うしかなく、他の教員や保護者が意見を言いにくい「部活動の閉鎖性」の問題等が挙げられます。

そういった危険性が潜んでいることを、私たちは十分に理解した上で、体罰・不適切な指導・ハラスメントのない適切な部活動にしていく必要があります。

ここに記載している事例は、運動部や文化部のいずれの部活動でも起こり得ることです。

○ 体罰・不適切な指導・ハラスメントに当たる事例

◆◇「厳しい指導」と「体罰・不適切な指導・ハラスメント」は違います。◆◇

【事例1】高等学校

部員Aの所属する柔道部は、10年連続全国大会へ出場し、全国大会でも入賞者を輩出していた。全国的にも強豪校として有名であり、部の顧問も指導者として実力を認められている人物であった。保護者も部活動に熱心で、試合で負けると、「先生、もっと厳しく指導して下さい。うちの子は少々叩いても大丈夫ですから。」と意見することもあった。顧問としては期待に応えないといけないというプレッシャーもあり、厳しく指導していた。部員Aは中学生の時にも全国大会へ出場するなど、県内でも有望選手の一人であり、主将をしていた。

同顧問は、部の雰囲気が緩んでいると感じた時や不甲斐ない試合であった時など、部員Aだけを呼び、部員の前や別室で頭や頬を叩いたり、「なんだこの雰囲気は、お前がたるんでいるからだ。」「できないのなら、やめてしまえ。」などと叱責したりすることが度々あり、他の部員も気にしていた。

主将である部員Aは、「主将であるというだけで、なぜ、自分だけが責められ、叩かれないといけないのか。」と疑念を抱いており、その後しばらくして、部員Aは顧問の度重なる不適切な指導に耐えかねて不登校となった。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

体罰・不適切な指導・ハラスメントを正当化する誤った考え方

- ・ 試合に勝ち続けるために、この顧問は、生徒に対して、指導したことを忠実に行動で示すことを求めています。そして、生徒がミスをしたり、やる気のない態度を見せたりした場合、それを是正するためには、厳しい叱責や叩く指導が一番効果的であると考えており、その指導は「厳しい指導」として認められるという誤った考えをもっています。
- ・ 保護者からの体罰・不適切な指導・ハラスメントを容認する言葉を受け、どのような指導を行っても、全ては自分の判断に任されていると勘違いしています。

生徒に過度な肉体的・精神的負荷を与える指導

- ・ 主将のようにチームの中心となる選手に対して体罰を伴った厳しい指導をすることで、生徒も成長し、チームの結束力が高まるとこの顧問は考えています。体罰・不適切な指導・ハラスメントが役割や人数、特定の状況等で容認されることはありません。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

生徒の意欲的な活動を引き出す指導

- ・ 厳しい指導は、科学的な根拠に基づいた練習メニューや方法等で行われることを認識した上で行われ、初めて成果がもたらされます。叩いたり侮辱する言葉を浴びせたり、あるいは休養日もなく、いたずらに長時間練習するような非科学的方法では、効果は上がりません。科学的な指導の内容や方法を顧問が身につけ、生徒の意欲的な活動を引き出すことが重要です。
- ・ 生徒の技能面に課題がある場合、「なぜできないのか」「どうすればできるようになるのか」を顧問が分析し、生徒と積極的にコミュニケーションをとるようにします。そして、コーチングの手法を使いながら、生徒に考えさせる場面や生徒同士の話し合いの場をもたせることで、生徒が意欲的に課題解決できるように支援します。
- ・ 生徒ができないことを責めるのではなく、各自の課題にどのように取り組んでいるのかを見て、そのことを褒めるようにします。

【事例２】高等学校

野球部監督Ｂは、普段から、厳しい指導が試合でよい成績を収めるために効果的であると思い込んでいたため、野球部員に対して激しい言動で罵倒したり、威圧的な指導を行ったりすることがあった。

・練習試合中、監督Ｂは、部員Ｃに代打として出るように指示したにもかかわらず、キャッチャーの防具を外さないままでいたため、「おまえ早く行けや。」と怒鳴り、「はよ行けや。」と繰り返しながら、パイプ椅子を部員Ｃに向かって振り上げた。部員Ｃは、突然厳しく言われて戸惑っていた上、監督Ｂが激怒していたので、硬直して動けなかった。

・ノック練習の時、監督Ｂは一人の部員Ｄに対して、感情に任せて、個々の能力や特性に配慮することなく、捕球できないところに球を連続して３，４０球打ち、肉体的苦痛を与えるとともに、大きな声で捕球できない部員Ｄを厳しく叱責した。

・監督Ｂは、試合に負けた場合に、部員に対して“罰”を課しており、ある練習試合の内容がふがいないとして、３日間、罰として１日１０km走らせた。他にも、先輩のミスの後輩に被らせ１０km走らせたり、チームとしての連帯責任で部員全員を走らせたりすることもある。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

科学的合理性を欠いた指導

- ・厳しい指導が試合でよい成績を収めるために効果的であると思い込み、厳しい叱責や威圧的な指導をしていたことが誤りです。生徒を指導する上で、威嚇や脅しを用いる必要性はありません。また、部員Ｃに向かってパイプ椅子を振り上げる動作は、有形力の行使とも考えられます（生徒を指導する手段として、社会通念に照らして明らかに限度を超えた行為であると言えます。）。
- ・生徒の運動能力や技能を伸ばすために、一人ひとりの潜在能力を適切にとらえ、高い目標を与え、取り組ませることには合理性がありますが、限度を超えて行うものは、科学的合理性を欠く指導であり、肉体的苦痛を伴うものである場合には、体罰に該当します。
- ・懲罰的な意味で過度な練習を課すことは、肉体的、精神的苦痛を与えるものであり、体罰に該当します。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

生徒の能力や気持ちを的確に踏まえた、個に応じた指導

- ・練習計画をもとに、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等、

個々の能力や特性に配慮した科学的、合理的な内容、方法により指導を行う必要があります。

- ◎ 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月 27 日 文部科学省）から生徒の心理面を考慮した肯定的な指導、科学的な指導の内容や方法を積極的に取り入れることの重要性が指摘されています。

- 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。
- （中略）キャプテンの生徒は、心身両面で他の生徒より負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他支援に留意することが大切です。
- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、（中略）スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

- こんな取組を行っている学校もあります。

科学的な指導の内容や方法を積極的に取り入れ、効果を上げている学校もあります。

短時間で集中して科学的な指導の内容や方法を取り入れた練習を行う。

E 高校の野球部は、甲子園大会に複数回出場経験のある名門校であったが、ここ 10 年間は最高でもベスト 8 止まりだった。新しく赴任した顧問は、選手が顧問の指示を待つばかりで、主体的に野球に取り組んでおらず、そのことが、長時間練習をしても、結果として現れていない理由であると感じた。

そこで、現状の長時間練習で生徒に過度な負担を強いる方法から、より短時間で集中して練習を行う方針を生徒のみならず、保護者や O B 会に伝え、次のような取組を行った。

- ① O B 会の協力を得て、栄養士を招き、「コンディショニングを考えた弁当や家での食事」「積極的な休養の必要性」についての講義を受けた。
- ② 体育協会のアスレティックトレーナーを招聘し、体幹トレーニングを中心とした高校生に適した最新のトレーニングメニューを導入した。
- ③ 第 2・第 4 月曜日をミーティングの日と定め、キャプテンを中心に試合での反省点と今後の練習時の共通理解を図るような話し合いの場を設定した。
- ④ 水曜日を個人練習日とし、選手自身が考えた練習メニューで、個人やパート別の練習の場を設定した。
- ⑤ 部員一人一人に部活動ノートを持たせ、プレーの疑問点や技術指導に対していつでも顧問とコミュニケーションがとれる体制をつくった。

◆◇ 部活動の閉鎖性が課題です。 ◇◆

【事例3】中学校

部員Fの所属するサッカー部は、決して強い部ではなく、県大会へもこの3年間出場していない。第一顧問は熱心で部活動へも積極的に足を運んでいるが、指導時にミスをした生徒がいた場合、体罰が行われていた。

例えば、練習中、足下近くに飛んできたボールを上手にトラップできないことが何度か続いた生徒に対して足を叩いたり、練習試合でシュートミスをした場合、練習試合後のミーティング時に、上半身にボールをぶついたりした。

また、練習試合の時に、得点に絡む場面でミスをした生徒には、試合後呼び出して、ボールで頭を叩くなどの体罰を何度も行った。その様子を第二顧問も見れていたが、普段から指導を第一顧問だけに任せきりにしているところもあり、注意しなかった。

第一顧問の度重なる体罰に対して、我慢できなくなった生徒が保護者に相談し、この事案が判明したが、顧問のそういった指導を管理職は全く把握していなかった。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

部活動の閉鎖性

- ・ 複数の顧問がいても、第一顧問の指導に第二顧問が意見を言いにくい雰囲気があります。
- ・ 中・高校生は、学校であったことをあまり家で話さなくなる発達段階でもあることから、保護者は部活動で体罰があっても把握が難しく、自分の子どもを預けている顧問に対して意見を言いにくいということもあります。
- ・ こうした実態がある部活動では、管理職が、部活動の実態を十分に把握できていない場合が多くあります。

対外試合時の顧問の見栄

- ・ 試合では、一つ一つのプレーのミスが試合の流れを変えてしまいます。勝ち負けを左右するプレーがあった時、顧問の思い通りのプレーができない生徒に対する苛立ちが生じ、それが体罰や不適切な指導として現れます。
- ・ 試合相手の顧問に対する自分自身の見栄もあり、試合で負けることは、自分の指導の未熟さを露呈することと同じように感じ、それを否定するために体罰やパワー・ハラスメントを行っているケースが見られます。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

複数による指導体制

- ・ 管理職は、校内の巡視等によって、部活動の様子をしっかりと把握するとともに、指導を第一顧問に任せきりにせず、複数による指導体制の構築や、何かあれば相談できる体制や雰囲気づくりを行います。なお、練習試合や遠征等、校外の活動や部活動日誌など生徒との個別のやり取りなど、管理職の目が届きにくい場面もあることから、定期的に活動の様子を聞き取ることが大切です。
- ・ 外部指導者を依頼したり、保護者に部活動を公開することで、外部の目を部活動の中にも入れます。
- ・ 保護者会を定期的に開催し、活動方針や目標などを保護者にも説明し理解を得るとともに、各家庭に伝えます。
- ・ 練習試合は、現在のチームの実力や課題を確認して次に活かすために設けられていることを生徒と共有することはもちろん、複数の顧問同士も共通理解します。

◎ 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月 27 日 文部科学省）から顧問の教職員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えるとともに、それを保護者へ説明し理解を得ることの重要性が指摘されています。

- 校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について、積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

◎ 「学校部活動の在り方に関する方針」（令和 7 年 1 月 岡山県教育委員会）から

- 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

○ こんな取組を行っている学校もあります。

複数回の顧問会議で部活動指導についての意見交換を行い、共通理解を図る。

G 中学校では、運動部活動での体罰・不適切な指導・ハラスメントが問題になってから、どのように対応すべきかを校内研修の場で話し合った。研修では様々な意見が出されたが、年度当初 1 回実施していた顧問会議を、今後は年に複数回行うこととした。

顧問会議を複数回行ったことで、放課後に、職員室で部活動指導時の悩みや指導方法の相談をする教職員が増え、顧問同士も問題の共有化が図られてきた。

また、管理職との面談時には、校長から部活動についても尋ねたところ、全体の中ではなかなか発言しない教職員からも部活動の悩みが出され、部活動の改善策を考える視点をもつことができた。特に、指導に自信の持てない教職員が複数いたことから、その後の職員会議で、外部指導者を希望する教職員がいないかどうかを確認し、要望があった部活動種目については県教委に申請し対応することとなった。

◆◇人格や存在価値を否定するような発言や行為は、体罰と同様に許されません。◆◇

【事例 4】高等学校

野球部監督 H は、一度退部した生徒 I から、マネージャーとしての復帰の申し出があった際、「マネージャーは無理だ、できないだろ。」と言い、取り合おうとしなかった。それでもマネージャーとしての復帰を申し出る生徒 I に対し、「一回辞めたんじゃから、覚悟はできとるんじゃろうな。」などと言い、マネージャーの仕事の内容は説明しないまま復帰を認めた。その日のミーティングで、生徒 I に対し、監督 H は、「マネージャーなら自分から気付いて板書くらいしろ、それくらい気遣いができんとマネージャーじゃねえで。」「マネージャーだったら、そんならいせーや。」と強い口調で叱ったが、これまでのミーティングでマネージャーが板書をするように言われたことはなかった。

その翌々日、監督 H は生徒 I が大きな声を出すのが苦手であることを知っていたにも関わらず、放課後の練習中に、生徒 I は「マネージャーだったら声を出せ。声を出さなかったらマネージャーの存在価値はねーんじゃ。」などと叱責され、マネージャーの仕事の要領を得ないまま、監督 H からの指示に右往左往させられた。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

自身の価値観や理念の一方的な押しつけ

・ 生徒の心情に寄り添うことなく、一方的かつ威圧的な言動により問い詰めること

で、大きなストレスを与えています。また、マネージャーの仕事を明確に説明することなく、できないことを叱責することは、心理的に大きなストレスを与える行為であり不適切です。

人格や存在価値を否定する言動

- ・「存在価値はない」という言葉で叱責することは、生徒に無価値感を抱かせる、極めて不適切な言動です。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

生徒の心情を踏まえた適切な指導

- ・教職員の言動は、生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の生徒のみならず、全体への過度な叱責等が、自らの圧力とを感じる場合もあることを考慮しなければなりません。また、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。

校内研修や定期的な確認

- ・言葉や態度による脅し、威圧、威嚇、嫌がらせ、または、人格等を侮辱したり否定したりするような発言などは決して許されないことです。管理職の強いリーダーシップの下、校内研修等で、不適切な言動が及ぼす影響や根絶するための取組について徹底することが必要です。
- ・管理職は、定期的に、チェックシート（P48～50）を確認し、体罰・不適切な指導・ハラスメントが行われていないか把握し、必要に応じて教職員を指導するなど、体罰・不適切な指導・ハラスメントの未然防止に努める必要があります。

【事例5】高等学校

野球部監督Jは、普段から部員の人格を否定するような発言や心理的に多大な負荷をかける発言（「殺すぞ」や「帰れ」）、感情的になって怒鳴るなど不適切な指導を行っていた。

野球部員は監督Jに委縮していた。部員Kは一度退部したが、周囲のすすめもあり、不在となっていたマネージャーとして復帰していた。

ある日の練習中、熱中症となった他の部員のサポートのため、監督JがマネージャーKを呼んだが、Kは監督の声が届かないところでマネージャー業務をしていたため気づかなかった。練習後、監督JはマネージャーKを炎天下のグラウンドに残し、呼んでも現れなかったことに対して大きな声で問い詰め、怒鳴りながら叱責した。この間、マネージャーKはずっと黙っていた。

練習後、Kは同級生らと下校したが、マネージャーKの様子がおかしいことに気づいた同級生がKに対し、「これからもマネージャー頼むわ」と言ったところ、Kは「もう俺はマネージャーじゃない、存在しているだけだ」と言ってその場を立ち去った。

マネージャーKは帰宅後しばらくして自宅を出て、その後自殺した。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

自身の指導は間違っていないという認識による、不適切な指導

- ・ 当該監督は、自身の経験から指導方法（体罰・不適切な指導・ハラスメントと考えられるような厳しい指導）は間違っていないと認識しています。
- ・ 人間関係の優位性を持つ監督が、自らの指示等を、部員が受け入れている、あるいは、嫌がっていないと間違えて認識しています。
- ・ 部員の人格を否定するような発言や心理的に多大な負荷をかける発言（「殺すぞ」や「帰れ」）をしており、人権意識の低さは大いに問題があります。

◎ 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月27日 文部科学省）から

生徒の状況を細かく把握し、適切なフォローを加えた指導を積極的に取り入れることの重要性が指摘されています。

- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは、不適当、不適切です。
- 生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には、生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

◎ 「学校部活動の在り方に関する方針」（令和7年1月 岡山県教育委員会）から

- 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
- 学校部活動においては、校長は部活動の指導者に対し、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や、岡山県教育委員会が令和7年1月に作成した「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に則った指導を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するとともに、「グッドコーチに向けた「7つの提言」」等も参考にした部活動の実践を推進する。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

人権意識を高め、指摘し合える教職員集団に

- ・ まず、人間関係の優位性を持つ者は、体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こすリスクがあることを自覚する必要があります。
- ・ 人を侮辱したり、人格を否定するような不適切な指導・ハラスメントを繰り返す教職員やそれを周りで見ていながら、そのことに問題意識を感じない教職員がいた場合、その行為が人をどれだけ傷つけるかについて、十分に理解を深めるために、人権に関する研修を計画的に行う必要があります。
- ・ 複数顧問で対応し、指導時の言葉かけについて不適切な発言があった場合は、その場で改めるとともに、互いに意見を交換したり、フォローしたりする関係をつくれます。
- ・ 管理職は部活動を定期的に参観し、顧問の指導時の発言や部員の様子をしっかりと把握し、何かあれば相談できる体制や雰囲気づくりを図ります。
- ・ 悩みを抱える生徒がいることを想定し、教育相談時だけでなく、学校に相談窓口を設け、対応できる体制があることを生徒や保護者に周知します。

○ スポーツ界における暴力・暴言・ハラスメントなどの不適切行為をなくすための運動「NO！スポハラ」活動

公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本オリンピック委員会・公益財団法人日本パラスポーツ協会、公益財団法人日本中学校体育連盟・公益財団法人全国高等学校体育連盟・一般社団法人大学スポーツ協会

<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>



○ こんな取組を行っている学校もあります。

高圧的な指導からは、のびのびとした活力のある生徒は育ちません。不適切な発言をなくし、生徒のやる気を引き出す教職員の言葉かけと生徒自身のポジティブな考えの育成によって、部活動の在り方を変えようとしている学校があります。

やる気を引き出す言葉かけ等の研修を、全教職員で実施する。

Ｌ高校の校長は、同校の教職員の部活動の指導についての意識改革と部活動の指導体制の見直しの必要性を感じ、教職員の意見を聞きながら、改善に取り組んだ。

課題を整理し、改善案を作っていく中で、部活動指導時に「生徒のやる気を引き出す教職員の言葉かけ」や「生徒のメンタル面での適切なサポート」等が必要であると考え、次のような取組を実施することとした。

- ① 部活動指導時の不適切な言動について研修するとともに、「コーチングの手法」を用いた演習を中心とした研修を実施し、やる気を引き出す言葉かけなど具体のコミュニケーションの方法について学び、教職員の自覚を促した。
- ② 生徒各自のメンタルの自己分析による意欲の向上と、それを適切にサポートする教職員の指導力を向上させるため「メンタルトレーニング」についての研修を実施した。これについては、教職員だけの研修にするのではなく、生徒も一緒に参加し、その成果を教職員と生徒が共有できるよう工夫した。
- ③ 年に２回、部活動についてアンケートを生徒に行い、その結果を教職員の指導に反映させることとした。
- ④ 部活動についての悩みを相談できる窓口も必要と考え、そのことを、生徒、保護者に周知することとした。

2 授業において

授業は学校生活の大半を占め、教職員にとっては、授業中の児童生徒の態度や指導の成果等についての責任が問われることもあり、指導が入りにくい児童生徒がいた場合、感情的な指導や高圧的な指導に陥る危険性をはらんでいます。また、家庭や社会等、児童生徒を取りまく環境の複雑化による、自己抑制の未発達な児童生徒の増加、あるいは、障害特性への配慮を要する児童生徒の増加等、様々な状況に配慮した指導が求められています。そうした中で、「何度言っても言うことを聞かない」など、児童生徒が教師の求める反応を示さないときなど、「将来困らないようにしっかり指導しなくては」「集団の規律を守るために仕方がない」などと指導する上で体罰等をやむを得ないとする意見は依然として存在します。いかなる理由があっても、体罰・不適切な指導・ハラスメントが容認され、正当化されることはないと理解した上で、体罰・不適切な指導・ハラスメントに至らないためにはどうあるべきかを考えていく必要があります。

○ 体罰に当たる事例

◆◇ 冷静な判断ができなくなっています。◆◇

【事例1】高等学校

工業の実習で、実習後の清掃作業を行っていた。集めた金属くずはバケツに入れることになっていたが、生徒Aは拾った金属くずをバケツに入れず、周囲に投げていた。教諭Bは、生徒Aに金属くずをバケツに入れなかったことを口頭で注意した。しかし、生徒Aは教諭Bの指導を聞き入れず、金属くずを周囲に投げ続けた。

この後、教諭Bは生徒Aに対して繰り返し注意を続けた。指導に従わない生徒Aに対して、教諭Bは実習室の後ろに立っておくよう指示をした。しかし、生徒Aはこれにも従わなかったため、教諭Bは生徒Aの腕を掴んで実習室の後ろに立たそうとし、その時に、教諭Bは生徒Aの頭を帽子の上から平手で1回殴打した。それでも、生徒Aは実習室の後ろに立たなかったため、教諭Bは生徒の腕や服を掴み強引に実習室から連れ出そうとした。それに対して生徒Aは抵抗し、教諭Bともみ合い状態になった。その状況を発見した教諭Cが仲裁に入り、もみ合い状態は収まったところで、時間となり実習を終えることとなった。

その日の夜に、生徒Aの保護者から学校に連絡が入った。保護者からは「教諭Bの注意・指導に従わなかった子どもにも問題はある。しかし、頭を叩いたり、無理やり体を掴んで実習室から連れ出そうとするなど、暴力を振るったことに対する説明を求める」というものであった。

【事例２】中学校

授業中に生徒Dが他の生徒と消しゴムを投げ合って遊んでいたため、教諭Eは近寄って注意したところ、生徒Dは「投げてねえわ。証拠があるんか。」と開き直って反抗的な言葉を発したため、その場では、それ以上の指導を行わなかった。

教諭Eは、授業が終わってからそのまま教室で生徒Dの思いを聞こうと話しかけたが、「関係ねえ。」と言い、応じなかった。教諭Eは自分にも問題があると思い、分かりやすい授業づくりに努めたが、生徒Dの態度は改善されず、やがてクラス全体への指導も通りにくくなっていった。教諭Eは、自信を失い、生徒の問題行動に対しても、本気で向き合おうとしなくなった。

教諭Eは、悩みを一人で抱え込み、同僚に相談することはなかった。当該クラスの担任や学年主任は、教諭Eの授業がうまくいっていないことを知っていたが、日々の業務が忙しく、教諭Eの相談に乗ろうとしなかった。

ある日、教諭Eは授業中に私語をしていた生徒Dに注意した際、当該生徒が反抗的な言葉を発し、立ち上がってにらみつけてきたため、平手で生徒の頬を１回強く叩いた。

◆◇トイレに行かせず、長時間立たせる行為も体罰です。◆◇

【事例３】中学校

保健体育を担当しているF教諭は、９月に予定されている体育会で行う組体操の演技に力を入れていた。生徒みんなで力を合わせて演技を完成させることにこだわり、心と物の準備を怠らないよういつも生徒に話していた。練習も佳境を迎えたある日、連絡の不徹底により、１０人の生徒が体操服を忘れてきていた。練習内容を変更せざるを得なくなったF教諭は激高し、１０人の生徒に対して、「みんなしんどい中をがんばっているんだから、お前らはグラウンドの隅に立っておきなさい。」と指示した。体育会の練習は３、４校時を通して行われたが、F教諭は演技指導の方に集中していたため、１０人の生徒は途中水を飲んだりトイレに行ったりすることもできなかった。やがて、その内３人の生徒が体調不良を訴え保健室で休養した。

○課題はどこにあるのでしょうか。

協力体制の不足

- ・ 事例１においては、指導に従わない生徒に対して、教諭B一人の判断で生徒Aに対応したため、事例２においては、悩みを一人で抱え込み、他の教職員にも気軽に相談できなかったため、教職員が孤立してしまっており、冷静な判断ができなくなっています。
- ・ 事例１、事例２ともに、教職員間の協力体制が不十分で、組織的な対応を行える状況

になっていません。

苛立ちからくる感情的な指導

- ・ 事例1においては、指導に対し、反抗されたりしたことで、事例2においては、当該生徒の気持ちを理解しようと懸命に努力しているのに嘘をつかれたり、反抗されたり、熱心に授業しているのに授業中の私語が絶えなかったりすることなどで、自分の指導がうまくいかないことに、苛立ちが見られます。
- ・ 教職員としての権威や自尊心を傷つけるような児童生徒の態度に、自分の感情を自制できなくなると、衝動的な行為に至ってしまう危険性が高まります。

表面的な指導・感情的な指導

- ・ 事例2においては、開き直す生徒に対して、授業中に当該生徒がとった行動の事実を確認した上で、それを指導することができていません。また、当該生徒がとった行動の意味やそのような行動に至る構図、背景等を十分に把握した対応になっていません。
- ・ 事例3においては、保健体育担当として、体育会を成功させたいという思いだけが先行し、冷静な判断と対応ができていません。

体罰についての不十分な認識

- ・ 事例3においては、殴る、蹴るなどの行為でなくても、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる行為が体罰に当たるという認識がないとともに、「みんなしんどい中を頑張っているのだから」という考えが、「児童生徒を立たせるぐらいは問題ない。」という意識につながっている可能性があります。

○未然防止のためには、どうすればよいのでしょうか。

学校としての対応方針を明確に

- ・ 教職員に対して反抗的な態度をとるなど、教職員の指導に従えない状況に対する学校としての対応方針を明確にしておき、年度当初から児童生徒や保護者に明示しておくことが必要です。

例：授業中教職員に口を荒らすなど、反抗的な態度をとった場合には、他の教職員に連絡をとり、別室で複数の教職員で指導する。

背景や構図を捉えたチームによる指導

- ・ 児童生徒がとる行動や態度については、様々な背景や人間関係の構図が絡んでいる場合があります。事前にこれらを分析し、効果的な指導の在り方についてイメージを

もって授業に臨み、教職員がチームでバックアップしていくことが大切です。

- ・ 児童生徒によっては「仲間の手前」や「集団を背景に虚勢を張る」などして素直に指導に従えない場合もあります。児童生徒がこれらを意識せず冷静に指導を受け入れることができるよう、指導の方法や場所等について工夫することが必要です。
- ・ 他の教職員が感情的になり、冷静に対処できないと判断した場合、ためらわず仲裁に入ることができるようにする必要があります。
- ・ 体罰や体罰が疑われる行為を目撃した場合、直ちに管理職に報告するなど、校内で誰もが体罰に異を唱えることができる組織づくりが大切です。

理由を明確にした毅然とした指導・冷静な判断に基づく指導

- ・ 事例2については、指導すべきことについては、その理由を明確に示し、時機を逸することなく、毅然とした態度で指導することが重要です。
- ・ 事例3においては、トイレに行かせず、長時間起立させる行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものであり、体罰に該当するということを再認識する必要があります。反省を促すために起立させることが、即体罰に当たるものではありませんが、その行為が体罰に当たるかどうかは、時間の長短だけではなく、真夏の炎天下という気象条件や児童生徒の体調等によっても変わってきます。多角的な視点から指導の方法が適切であるかどうかを冷静に判断する必要があります。

児童生徒の実態把握と対応

- ・ 考え方が多様化している児童生徒に対して、日常的に児童生徒の実態を把握するとともに、最近の児童生徒の心理や行動様式、背景等の変化を踏まえた対応について研修することが必要です。

参画意識や態度を育成する取組

- ・ 児童生徒をその気にさせ、参画意識や態度を育成する取組を、積極的に行っていくことが必要であり、教職員が互いに話し合い、児童生徒の心を揺さぶる取組を出し合うなど、積極的な取組が必要です。

◎ 文部科学省初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知（平成25年3月13日）から

体罰は決して許されませんが、教職員の指導に対して反抗的な態度をとる等、規律を乱す行為に対しては毅然とした態度で指導する必要があります。児童生徒をその背景も含めて理解し、指導の在り方を工夫することと併せて、児童生徒の規範意識や社会性を育成するために、叱責や別室指導等の懲戒を加えることも状況によっては必要であり、文部科学省からの通知においても次のとおり指摘されています。

また、一部の教職員が抱え込むのではなく、組織的な指導を徹底し、チームで対応していくことが重要です。

1 体罰の禁止及び懲戒について

（中略）ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

（1）体罰の防止

- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

○ こんな取組を行っている学校もあります。

反抗的な態度をとる児童生徒を力で押さえ込もうとする構図が見られ、その際の軋轢から、体罰や対教師暴力に発展してしまうケースが多く見られます。児童生徒の行動の背景に着目し、丁寧な対応を行い、力で押さえなければならない状況が起こらないように取組を進めている学校があります。

家庭への支援を行いながら、児童の思いを受け止めることで、意欲が向上した。

小学校3年生の該当児童は無気力で全く宿題をやって来ない状況が続き、授業中も寝ていることが増えた。再三にわたり叱咤激励しても改善されず、時には口を荒らすなど反抗的な態度をとることもあった。

そこで担任は、何とかしたいという思いから、学年主任と昨年度の担任、生徒指導主事とともに原因を探ったところ、半年前から両親が別居し生活が不規則になり学習意欲も減退してきていたことがわかった。そこで、学校としてスクールソーシャルワーカーの協力を要請して家庭への支援を行いながら、校内では担任を中心に、当該児童の思いを受け止めながら学習面でのつまづきを確認し、丁寧に粘り強く意欲の向上に向けて働きかけ続けた。その結果、徐々に学習態度が落ち着き始め、学習に対する意欲も向上し始めた。

○ こんな取組を行っている学校もあります。

児童生徒に寄り添い、その課題を解決していく中で、「勉強が分からない。」という学力の問題も、児童生徒を不安定にしている要因の一つであるという共通理解から、全教職員で補充学習に取り組み、生徒たちの信頼を得ている学校があります。

全教職員で、放課後補充学習に取り組み、落ち着いた学校づくりをすすめる。

G中学校には、家庭に課題を抱える生徒もあり、これまで校内外において多くの生徒指導上の問題が発生していたが、全教職員の共通理解の下、一体となって生徒理解に努め、生徒指導上課題のある生徒にも徹底的に寄り添いながらきめ細かい指導に取り組んだ結果、学校が落ち着き、暴力行為や不登校等も減少していった。

特に学習支援を必要とする生徒に対しては、放課後の補充学習を実施するなどして学力補充を行った。曜日を決め、その日は部活動も休みにして全教職員で実施し、教材も生徒の学力に応じて教員が自作するなど徹底して取り組んだ。参加の呼びかけは生徒全体に対して行うなかで課題のある生徒にも声をかけるようにした。この取組については当初反対意見もあったが、教職員で議論を尽くし、「子どもたちのためにやってみよう。」ということになった。

教職員が本気で生徒と向き合い、粘り強い取組を徹底して行っているこのような学校においては、生徒指導上の課題が減少し、学校が落ち着いていく中で、指導に際して体罰に至る危険性が減少している。

○ こんな取組を行っている学校もあります。

生徒指導を進めていく上で、教職員が目標を明確にして、指導すべきことを徹底して指導することは、確実な結果につながり、児童生徒や保護者の信頼を得ていきます。さらに、中学校区の小学校や地域とつながり、一体となって児童生徒を育てていくことで、成果を生み出している学校があります。

明確な目標を設定し、全教職員で徹底実施することで荒れを克服する。

H中学校は、以前は生徒指導上の問題が多発し、学校全体が荒れた状態であったが、目標を明確にして全教職員が協力し指導を徹底して実施していく中で、学校全体が落ち着いた。

まず、校内において、「チャイムは教室で聞く。」「授業の始めにめあてを明記する。」「掃除を一生懸命する。」「トイレのスリッパをそろえる。」「下駄箱はすっきりさせる。」などの明確な目標を設定し、これらを全校で着実に実施していった。

また、義務教育9年間の育ちを見通した小学校と中学校をつなぐ取組として、全教員が小学校の授業参観を行い、子どもたちの理解を深めるとともに、中学校区で「生活十か条」「学習の約束」を定めるなど、育てる子ども像を明確にした。

さらに、連携便りの発行や地域広報への寄稿、地域の方で構成される学校支援の会での現状報告や学校公開など、校外に向けた情報発信を積極的に行い、学校・家庭・地域が一体となって生徒を育てていこうとする機運を高めた。

明確な目標を基に取組を徹底し、他校種や保護者、地域等と積極的に連携しているこの学校においては、落ち着いた環境の下で、保護者や地域からの信頼も得ながら充実した教育を行うことができている。

こうした中で、生徒指導上の問題から厳しく生徒を指導したり、それに対して生徒が激しく反発したりする場面が減少したことから、結果として、この学校では指導の際に、体罰に至る危険性が減少している。

◆◇「励ましのつもり・・・」、児童生徒はどう受け取るでしょうか。 ◆◇

【事例4】小学校

I教諭は授業中、作業が遅れがちになった児童や問題が思うように解けなかった児童に対して、励ましのつもりや、せかしてがんばらせようという思いから、日常的に児童の後頭部を平手で強く叩いていた。I教諭は、児童とも良い人間関係ができあがっており、児童に力をつける上で効果があると信じてこのような指導を続けていた。

ある日、算数の授業で二等辺三角形を描く学習をしていた時、コンパスを忘れていた児童に、いつものように、「なんで忘れたんだ」と声をかけながら後頭部を平手打ちした。

夕方、当該児童の保護者から、「子どもが体罰を受けたのでもう学校に行きたくないと言っている。」との連絡が入った。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

励ましのつもり

- ・ 「励ましのつもり」「せかしてがんばらせよう」等を理由に、当該児童の気持ちは考えず、教員の一方的な思いだけで体罰を正当化しています。

体罰を容認する甘い認識

- ・ 「愛情に基づく体罰は許されるし、教育的にも有効である。」という体罰を容認し肯定する考えが根強く残っています。
- ・ 「児童生徒との関係ができています。」「これまでも行ってきたので。」などという甘い認識があります。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

児童生徒にとっては苦痛から逃れるため

- ・ 「励ましのつもり」という考えは、大きな間違いです。指導している教員が勝手に考えるのではなく、指導される側の児童生徒がどう受け止めているかを考えるべ

きです。児童生徒は、指導に従ったように見えても、それは、実は痛みなどの苦痛から逃れるための行動であり、心に響く指導にはなっていないということを十分認識する必要があります。

指導の在り方の見直しを

- ・ これまでの日常的な指導の在り方や児童生徒への関わり方を振り返り、見直しを図ることが必要です。
- ・ 児童生徒が学習内容を十分に理解し、意欲的に学ぶための授業づくりに努め、成就感を味わえるようにしていくことが重要です。
 - ① 手順や方法などを丁寧に示しながら指導してきたか。
 - ② 児童生徒の頑張りを認めてきたか。
 - ③ 児童生徒が互いに認め合い、共感的な人間関係をつくることができるように指導してきたか。
 - ④ 児童生徒の特性や問題行動の背景を理解するよう関わってきたか。

- ◎ 文部科学省初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知（平成25年3月13日）から「励ましのつもり」などの誤った認識で日常的に体罰を行うことは、決してあってはなりません。機会あるごとに自身の体罰に対する認識を再確認し、指導の在り方を見直していく必要があることが、文部科学省からの通知においても次のとおり指摘されています。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

（1）体罰の防止

- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

- こんな取組を行っている学校もあります。

体罰についての学校の考え方や生徒指導の方針について、児童生徒や保護者に詳しく説明することは、大変重要です。説明や意見交換を行うことで、保護者との共通理解を図り、学校の生徒指導を行いやすくしている学校があります。

指導方針を明確に定め、児童生徒や保護者に説明する。

Ｊ中学校では、体罰のない学校を目指すため、指導方針を明確に定め、生徒や保護者に示している。主な内容は以下のとおりである。

- ・ 学校の教育方針
- ・ 懲戒と体罰の違いについて
- ・ 教員の懲戒権について
- ・ 問題行動等発生時の対応について
 - ※ 正当防衛等の場面でのやむを得ない有形力の行使は体罰には当たらないこと
- ・ 保護者の方々へのお願い 等

これらの方針は冊子にまとめ、毎年全校生徒に配布して説明し、ＰＴＡ総会では保護者にも配布し意見交換を行っている。

このような取組を行うことにより、指導方針や指導内容について学校と家庭が共通理解を図りながら対応することができている。結果的にこの中学校に対する苦情が減少し、教員が自信をもって指導できるようになっている。

○ パワー・ハラスメントに当たる事例

◆◇ 威圧的・威嚇的発言や行為は、体罰と同様に許されません。 ◆◇

【事例５】高等学校

日頃から数学の家庭学習課題の提出が滞る生徒Ｋがいた。教諭Ｌは日頃から厳しく指導することで生徒にも知れていた。ある日、生徒Ｋが課題を提出できなかったことから、教諭Ｌは、生徒Ｋを放課後に教室に呼び、「何度言ったらわかるんだ。今度繰り返したら皆の前で理由を説明しろ。」と言った。生徒Ｋはこれまでも繰り返して厳しい言動で指導を受けており、教諭Ｌに呼び出されると萎縮して、その場では「分かりました」と言うしかなかった。

後日、教諭Ｌの授業中に一斉に課題提出をさせたが、生徒Ｋはこの日も提出できなかった。それを見た教諭Ｌは「またか」と思い、授業を止め、生徒Ｋに対して、「みんなできるのに何でお前はできないのか」と強い口調で言った。生徒Ｋは周りの生徒の視線にさらされ、黙り込んでしまった。何度聞いても黙っているので、授業は完全に止まり、教諭Ｌはだんだん気持ちが高ぶってきて、「なぜできないのか言ってみろ。いつもそうだろ。皆と同じようにできないのならこの授業に参加する資格はない。出て行け。」と大きな声で叱責した。

実は生徒Ｋはこの日の前日の晩に体調が悪く、課題が提出できなかったのだが、教諭Ｌが激昂したため、萎縮してしまい、それを言えないままだった。生徒Ｋは教室を飛び出し、保健室へ行き、その後、教諭Ｌの授業に出ることができなくなった。

【事例6】中学校

M教諭は、数学の授業中、指名して答えられなかった生徒に、「こんなこともできないのか、小学校から出直してこい。」「生きている価値がない。」等の暴言を吐いた。当該生徒は、M教諭の言葉に落ち込み、翌日から登校できなくなった。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

体罰以上に深刻な場合も

- ・ 児童生徒が萎縮して理由が言えない状況で、他の児童生徒の前で感情的に「皆の前で理由を説明しろ。」「みんなできているのに何でお前はできないのか」「この授業に参加する資格はない。出て行け。」との発言は教育的配慮に欠け、児童生徒に精神的なダメージを与えることになります。
- ・ 体罰でなくても、人格を否定するような発言が児童生徒の心を大きく傷つけることがあります。教育的配慮に欠け、児童生徒に精神的なダメージを与えるという面では、体罰以上に深刻な場合もあります。授業中における不用意な発言について、問題意識をもっていないケースも多くあります。

児童生徒理解の不足

- ・ 事例5においては、課題提出ができない理由を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に聞き取ることをせず、生徒Kはやる気がないなどと決めつけて、感情的に叱責しています。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

傷つける言葉を、やる気が出る言葉に

- ・ 私たち教職員は、授業中をはじめ、児童生徒に投げかける様々な言葉が、いかに大きな影響を児童生徒に与えているかについて、十分な認識をもつ必要があります。一人ひとりを大切にするという観点から、自分自身の児童生徒とのやりとりを振り返ってみる必要があります。
- ・ 繰り返し厳しい言動で萎縮させるのではなく、児童生徒がやる気を引き出す声かけや発問などを行うことが大切です。
- ・ 授業づくりの研修の中で、授業の内容や展開とともに、児童生徒のやる気を引き出す言葉かけや発問についても研修し、一人一人の児童生徒が成就感を味わえる授業づくりを進めることが大切です。

安心して相談できる環境づくり

- ・ 事例5においては、課題が提出できない理由を、教職員は威圧的な態度で聞くのではなく、丁寧に聞き取ることが必要です。
- ・ 児童生徒が悩みや不安を抱えた時に信頼して相談できるよう、管理職、各学年の担当教員、教育相談、生徒指導、人権教育等の担当教員、養護教諭等で構成される校内組織の整備や、スクールカウンセラーや学校医などの外部機関との協力体制を整えておく必要があります。そして、そうした相談できる体制があることを児童生徒に知らせておくことが必要です。

○ こんな取組を行っている学校もあります。

中学校や高等学校は教科担任制であるため、一般的に教科の枠を超えた授業研究はハードルが高いという声をよく聞きます。生徒が、どの教科においても授業の中で生き生きと活動できるよう、日頃から互いの授業を高める取組を、教科の枠を超えて行っている学校があります。

日頃から、教員が教科の枠を超えて気軽に互いの授業を参観する。

N中学校では、教科の枠を超えた授業研究を頻繁に行っており、市内の他の小中学校等にも公開している。授業中の生徒の活動状況や発言、表情等をきめ細かく観察し、これらを基に効果的な指導形態や指導方法の在り方等について協議している。また、積極的に保護者や地域の方々にも授業を公開している。

◆◇児童生徒が嫌がることを無理矢理やることはパワー・ハラスメントです。◆◇

【事例7】小学校

○小学校のP教諭は、担任する2年生の学級の授業中に、宿題の作文をクラスの前で読み上げることに継続して取り組んでいた。ある日、児童Qの作文を読み上げようとした際、「先生は自分の作文をよく読むので恥ずかしい。誤字があるので読んでほしくない。やめて。」という児童Qの訴えがあったにもかかわらず、P教諭はクラスの前で読み上げた。日頃から自分の作文が読まれる回数が多いことを負担に感じていた児童Qは、翌日から欠席が目立ち始めた。P教諭は、児童Qとの信頼関係ができていると思っており、Qから訴えがあっても大丈夫だと判断していた。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

無自覚や思い込みによる誤った考え

- ・ 児童生徒一人一人によって、つらいと感じたり、嫌だと思ったりする事柄や程度は異なります。上記の事例も、P教諭は児童との信頼関係ができていると一方的に思っていたことで、多少拒んでも大丈夫であると判断していたところに問題があります。
- ・ 他の児童生徒に比べ差別的な扱いをする、特定の児童生徒を執拗に責めるなどの精神的な攻撃はパワー・ハラスメントに当たります。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

パワー・ハラスメントについての共通理解

- ・ 校内研修等により、パワー・ハラスメントの基本的認識や児童生徒に及ぼす影響、被害者の心のケア、被害者から相談を受けた場合の対応について、共通理解しておく必要があります。
- ・ 日常的な教育活動を点検し、教職員自らの意識や行動の問題点に気付くことが大切です。
- ・ パワー・ハラスメント防止に向けて、学校全体の取組を推進する校内組織を整備し、児童生徒や保護者からの苦情・相談窓口を設けておく必要があります。

○ セクシュアル・ハラスメントに当たる事例

◆◇「親しさの表現」「励まし」が動機でも、相手を不快にさせる場合があります。 ◆◇

【事例8】小学校

6年生担任のR教諭は、指導力が高く児童や保護者から信頼を得ていた。学習指導にも熱心なR教諭は、学習が遅れがちな児童や希望する児童に対して、保護者の了解のもと、休憩時間に補充学習を行っている。このような中、児童Sに対して、時折、頭を撫でたり、肩に手を置いたりして必要以上に体を近づけて指導を行っていた。児童Sは、分かりやすく教えてくれる熱心なR教諭に感謝の気持ちはあったが、他の人に比べて、自分への接し方が明らかにおかしいという不快な気持ちも抱いていた。児童Sは、不快な気持ちをなかなか言い出せなかったが、思い切って母親に相談し、多感な時期の子どもを心配した母親から学校に事実確認と改善の要求があった。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

セクシュアル・ハラスメントへの理解不足

- ・ 必要以上に身体を近づけたり身体に触れたりすることは、セクシュアル・ハラスメントになる可能性があります。また、同性間でも起こりうることを認識しなければなりません。
- ・ 学校におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員の児童生徒の人権に対する認識が不十分であることが背景となって発生しています。そして、教職員自身が、自らの言動がセクシュアル・ハラスメントであることに気付いていない場合もあります。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

セクシュアル・ハラスメントについての共通理解

- ・ 校内研修等により、セクシュアル・ハラスメントの基本的認識や児童生徒に及ぼす影響、被害者の心のケア、被害者から相談を受けた場合の対応について、共通理解しておく必要があります。
- ・ 日常的な教育活動を点検し、教職員自らの意識や行動の問題点に気付くことが大切です。
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止に向けて、学校全体の取組を推進する校内組織を整備し、児童生徒や保護者からの苦情・相談窓口を設けておく必要があります。

３ 特別な支援を必要とする児童生徒への対応について

「何度注意しても同じ過ちを繰り返す。」「板書が写せない。」「授業中や座っておくべき時に、席を離れてしまう。」「自分なりの独特な日課や手順にこだわりがある。」などの様子が目立つ児童生徒はいないでしょうか。これらは、程度の差はあっても誰にでも当てはまりそうなことですが、このような行動等は、発達障害が原因となっていることも考えられます。

発達障害のある児童生徒は、物事の見方、捉え方、感じ方などに他の児童生徒とは少し違う特性があります。知的な障害がない場合、障害として理解されにくく、「そもそもの苦手さが、周囲に認知されない。」ということがあります。

指導していることが、なかなか伝わりにくいことからいらいらしているところに、気持ちを逆撫でするような児童生徒の言葉に接し、教職員が感情的になって体罰・不適切な指導・ハラスメントに至ってしまったという事例もあります。

こうした場合、事前に対応策を考えておくことや、特性を理解した教職員の意識のもちようで、体罰・不適切な指導・ハラスメントに至らなかったケースもあり、特別支援教育の視点をもって、児童生徒の状況やその対応を考えてみることはとても重要です。

○ 体罰に当たる事例

【事例１】

知的障害特別支援学校の中学部２年生の生徒Ａは、こだわりが強く、しゃべり出すと止まらなくなり、授業中にも私語が多い。まわりの生徒も同調して私語をしたり、迷惑そうにしたりしているため、Ｂ教諭が「Ａさん、静かにしましょう。」と注意すると「わかった。」と少しの間は静かにしている。しかし、また私語を始めた、友達にちょっかいを出したりして同じ状態になるというようなことが続いていた。同僚からも「先生のクラスのＡさんは、元気がいいね。」と言われることが増え、指導に悩んでいた。その日も同じ状態になったため「Ａさん、いい加減にしてください。何回同じこと言えばわかるんだ。」と肩をつかんで揺さぶったところ、「やめろ、はなせ、痛い、うるさい、バァ〜カ。」と大声で言われ、手をふりほどこうとしたため、生徒Ａの胸ぐらをつかみ、頬を平手で強く叩いた。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

児童生徒の障害特性の理解が十分でないこと

- ・ この生徒にどんな困難さがあるために、こうした行動をとってしまうのかを担当は理解した上で、指導・支援する必要があります。

例えば、この事例については、次のような生徒の困難さがあるかもしれません。

【課題が難しい】

- ・ この生徒に対する課題が適切ではなく、何をすべきかわからなかったり、取り組むことができなかつたりするために、私語や友だちにちょっかいを出すという行動が増えているのかもしれません。

【社会的ルールを理解していない】

- ・ この生徒はもしかしたら、注意されたら「『わかった。』と言って、しばらく静かにするとよい。」ということは理解していても、自分のおしゃべりが周りに迷惑をかけているなど「注意されている意味」が理解できていなかったのかもしれません。
- ・ 自分が悪いことをして、叱られているという状況であることが理解できていない中で、身体を急につかまれ叱責されたことでパニックになり、反抗的な言動をとった可能性も考えられます。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

「わかる」方法で教える

- ・ 「うるさい。」とか「静かにしなさい。」という注意ではなく、具体的に何をしたらよいのかを、児童生徒に「わかる」方法で伝えることが大切です。また、その内容が児童生徒の「できる」ことであることも大切です。授業中その児童生徒が何をすべきなのか、その課題は適しているのかについて検討することが必要です。

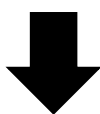
正確な実態把握と指導・支援方法の確認

- ・ 同僚と問題点を共有し、その児童生徒の実態を正確に把握することが必要です。
- ・ 適切な指導・支援について、その児童生徒に関わる全ての教職員で共通確認します。
- ・ 「できる」ことを「わかる」方法で伝えて「好ましい行動（ほめることのできる行動）」を増やしていきます。
- ・ 身近にいる担任は、こうした行動をとる児童生徒に対応することが過度な心理的・身体的な負担となっている場合があり、適切な判断が難しいことがあります。そのため、チームで対応できる体制を整えることが大切です。
- ・ 必要に応じて外部の専門機関と連携することも必要です。

◎ 発達障害のある児童生徒に関わる「誤解」から体罰に至っている例

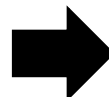
〔児童生徒〕

- ◇指示を受け入れない。
→「こだわり」から指示を受け入れられない。
- ◇何度言っても同じ過ちを繰り返す。
→指示が伝わっていない。（児童生徒に伝わっていないことが教員に伝わりにくい。）
→「してはいけないこと」と「自分がしないこと」が別の話と捉えている。
- ◇悪いことをしたのに謝らない。
→「悪いことをした」ということが伝わっていない。
→「叱られている」ということが理解できていない。
→悪いことをしていないのに叱られるという「被害感情」が強くなっている。



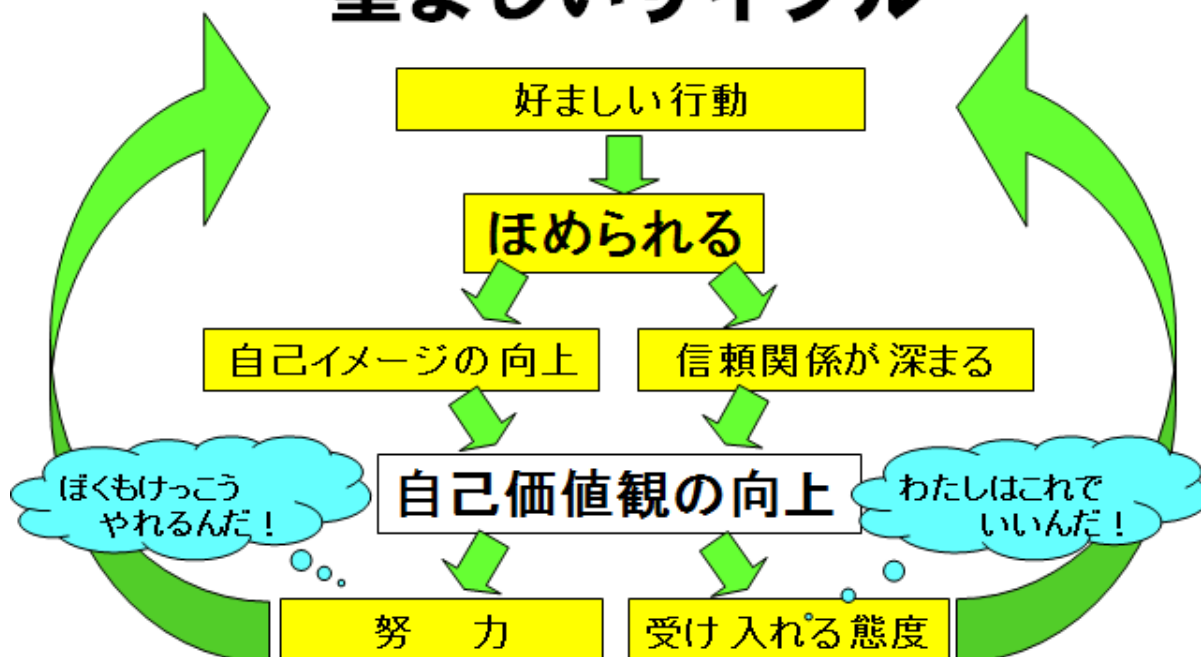
〔教職員〕

- ◇児童生徒が理解できているかどうか分からない。
- ◇感情を逆撫でされているように感じる。
- ◇自分の指導に自信がなくなる。
- ◇周囲からの非難にさらされる。（さらされているように感じる）



体罰に至る

望ましいサイクル



○ セクシュアル・ハラスメントに当たる事例

【事例２】

知的障害特別支援学校の小学部６年生の児童Ｃは、発達年齢が２歳程度の重度の知的障害があった。また、人懐っこい性格で、よく担任に抱っこを求めてくることから、担任もそれに応じて児童Ｃのことをよくかわいがっていた。ある時、児童Ｃの保護者から教頭に、高学年で抱っこをしている対応について心配であるという相談があった。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

生活年齢を意識した対応の欠如

- ・ 発達年齢は２歳程度の重度の知的障害がありますが、小学部６年生の児童です。一般的に１２歳の児童を抱っこしてかわいがるという行為は、適切な対応であるかの判断が欠如しています。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

障害特性や生活年齢等を意識した対応に関する共通理解

- ・ 障害のある児童生徒の場合は、学校生活において、指導や介助等様々な場面で、身体に触れる必要性も生じますので、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、日ごろから障害の状態や特性、心身の成長、生活年齢等を考慮した対応や適切な方法を、学校内で共通認識する必要があります。

障害のある児童生徒の意思確認

- ・ こうした実態の児童生徒の場合は、身体に直接触れる機会も多いと思います。その際は、言葉かけを行い、意思や表情の確認に努めることが大切です。指導・支援中に障害のある児童生徒の表情や身体に変化が見られた場合は、一度止めて、再度意向を確認するなど原因の把握に努めることが必要です。
- ・ 安全確保のため歩行時に身体に手を添えたり、手をつないだりすることは必要ですが、むやみに身体に接触していないか、必要かどうか注意することが大切です。

○ パワー・ハラスメントに当たる事例

【事例３】

知的障害特別支援学級２年生の児童Ｄは、発語があまりなく、担任が目を見つめるとよく教室を飛び出してしまふことがあった。こうした実態からか、担任が教室を出る際は、教室にカギをかけることが日常的になっていた。ある日、担任が教室に戻ると、児童Ｄは失禁し泣いていた。

○ 課題はどこにあるのでしょうか。

障害のある児童生徒への人権意識の欠如

- ・ カギをかける行為自体が、児童生徒の人権を意識しているものではありません。

障害のある児童生徒への意思確認の欠如

- ・ 教師の勝手な都合で対応しており、児童生徒の意思を確認することが欠如しています。

○ 未然防止のためには、どう対応すればよいのでしょうか。

障害のある児童生徒への人権意識の共有

- ・ 障害のあるなしにかかわらず、教職員間で人権について共通理解することが必要です。

障害のある児童生徒との信頼関係の構築

- ・ この事例においては、担任が児童本人の意思の確認を怠っていることから、日ごろから児童生徒がやりたいこと、嫌なことなどを児童生徒自ら表現し、お互いに確認することができるよう指導・支援を行うことが必要です。

教職員や保護者との支援方法の共通理解

- ・ 問題行動が生じた場合の対応や必要に応じて移動、排せつなど学校生活での指導・支援について、予め教職員や保護者等と相談・確認することが大切です。
- ・ その際は、個別の教育支援計画等に記録し、継続した支援を行うことが大切です。

これらの事例のように、障害のある児童生徒の中には、不適切な指導・ハラスメントを受けてもそれを認知できなかったり、不快に感じて拒絶の意思を示したり、回避のために行動したりすることが難しい児童生徒もいます。また、教職員の障害についての理解不足や障害のある児童生徒とのコミュニケーション不足により、教職員が気づかないうちに、傷つけたり不快に感じさせたりする可能性もあります。こうしたことを念頭に置いて、障害のある児童生徒とかかわることが大切です。その他にも、次のように対応について考慮するポイントがあります。

① 介助や動作援助等を行う際の孤立・密室化の防止

- ・ 身体的な接触を伴う介助や指導を行う場合は、可能な限り複数で行うことが大切です。

② 着替え等におけるプライバシーの確保

- ・ 着替え、排便、排尿等の介助や対応は、原則、プライバシーの確保が可能な個室や空間で行うことが望ましいです。状況によってそれが困難な場合においても、プライバシーの確保のための工夫や、障害のある児童生徒の気持ちに配慮した対応を行います。
- ・ 障害のある児童生徒のかばんやロッカー等の中を開けて、衣類などを取り出す必要がある場合においても、本人の了解を得てから行います。

③ 行き過ぎた不適切な言動

- ・ 教職員で障害のある児童生徒について情報交換をする際に、必要以上に障害のある児童生徒の行動や特性、身体的特徴を取り上げたり、誇張したりすることは慎みます。
- ・ 障害のある児童生徒の障害の状況等について、本人の前で、他の教職員や保護者に対して否定的な話をしないようにします。

発達障害の支援に関する相談窓口

〔相互的な窓口〕

相談窓口名称	住所	電話番号
おかやま発達障害支援センター	岡山市北区祇園 8 6 6	086-275-9277
おかやま発達障害支援センター県北支所	津山市山下 5 3	0866-22-1717
岡山市発達障害支援センターひかりんく (※岡山市にお住まいの方が対象です。)	岡山市北区春日町 5 - 6 岡山市勤労者福祉センター 1 階	086-236-0051

〔市町村の窓口〕

市町名	相談窓口名称	電話番号	市町名	相談窓口名称	電話番号
玉野市	こどもみらい課	0863-32-5554	新見市	新見市障害者地域活動支援センター (ほほえみ広場にいみ)	0867-71-2166
瀬戸内市	福祉課障害福祉係	0869-24-8847	矢掛町	こどもみらい課	0866-82-1060
赤磐市	子ども・障がい者相談支援センター	086-955-0555	浅口市	健康こども福祉課	0865-44-7114
和気町	健康福祉課	0869-93-3681	早島町	こども未来課	086-482-2480
倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター	086-464-0015	真庭市	真庭市発達発育支援センター	0867-42-1080
笠岡市	子育て支援課	0865-69-2132	美作市	美作市発達支援センター	0868-75-3914
総社市	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会 総社市障がい者基幹相談支援センター	0866-92-8578	鏡野町	子育て支援課	0868-54-2991
高梁市	たかはし発達障害者支援センター	0866-22-9800			

※上記以外の市町村でも、福祉担当課で相談に応じています。

4 体罰に当たらない事例

○ 正当防衛

◆◇正当防衛のためのやむを得ない行為は、体罰に当たりません。 ◆◇

【事例１】中学校

A教諭は、放課後に部活動の指導のため、運動場に出た。運動場では多くの生徒が活動していて、数人の教員も部活動の指導を行っていた。その際、砂場の付近で木の棒を振り回している生徒を見つけた。A教諭は、部活動を行っている他の生徒への危害の恐れがあると判断し、走って砂場へ行き、その生徒に棒を渡すように再三注意したが従わず、逆にA教諭に対して殴りかかってきたため、その生徒を押し倒し落ち着くまでしばらく押さえつけた。

○ このような行為はどう判断したらよいのでしょうか。

防衛のためにやむを得ず行った行為

- ・ A教諭の行為は、生徒からの暴力行為を制止し、自らを防衛するためにやむを得ず行った行為であり、体罰には当たりません。
- ・ このことにより、仮に身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰に該当しません。
- ・ ただし、防衛の程度を超えた行為は、過剰防衛となりますので、留意しておく必要があります。
- ・ 既に該当の児童生徒が落ち着き、反省しているのに、その後、殴ったり蹴ったりするような行為を行った場合は、たとえ当初の対応が正当防衛であったとしても、その後に行われた行為は体罰に該当します。

○ 危険回避

◆◇**目前の危険を回避するためのやむを得ない行為は、体罰に当たりません。**◆◇

【事例２】小学校

昼休みの休憩時間に、廊下で些細なことがきっかけで児童同士のけんかが始まった。校内を巡回していたＢ教諭はすぐにそれに気づいてその場に駆けつけ、けんかをやめるよう口頭で注意したがやめる気配はなかった。興奮した児童Ｃが近くにあったほうきを持って相手に殴りかかろうとしたため、Ｂ教諭は二人の間に割って入り、児童Ｃに大声で「やめなさい。」と言い壁に押し付けた。

○ このような行為はどう判断したらよいのでしょうか。

目前の危険を回避するためにやむを得ず行った行為

- ・ 相手の児童に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするために、Ｂ教諭がやむを得ず行った行為は、体罰には当たりません。
- ・ 教職員として児童生徒を守るため、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為を制止したり、目前の危険を回避したりする対応が必要です。ためらうことなく、児童生徒が、安心して学べる環境を確保するために、毅然とした対応をとるべきです。

◎ 文部科学省初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知（平成 25 年 3 月 13 日）から他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使については、文部科学省からの通知においても、次のとおり体罰に当たらないとされています。

３ 正当防衛及び正当行為について

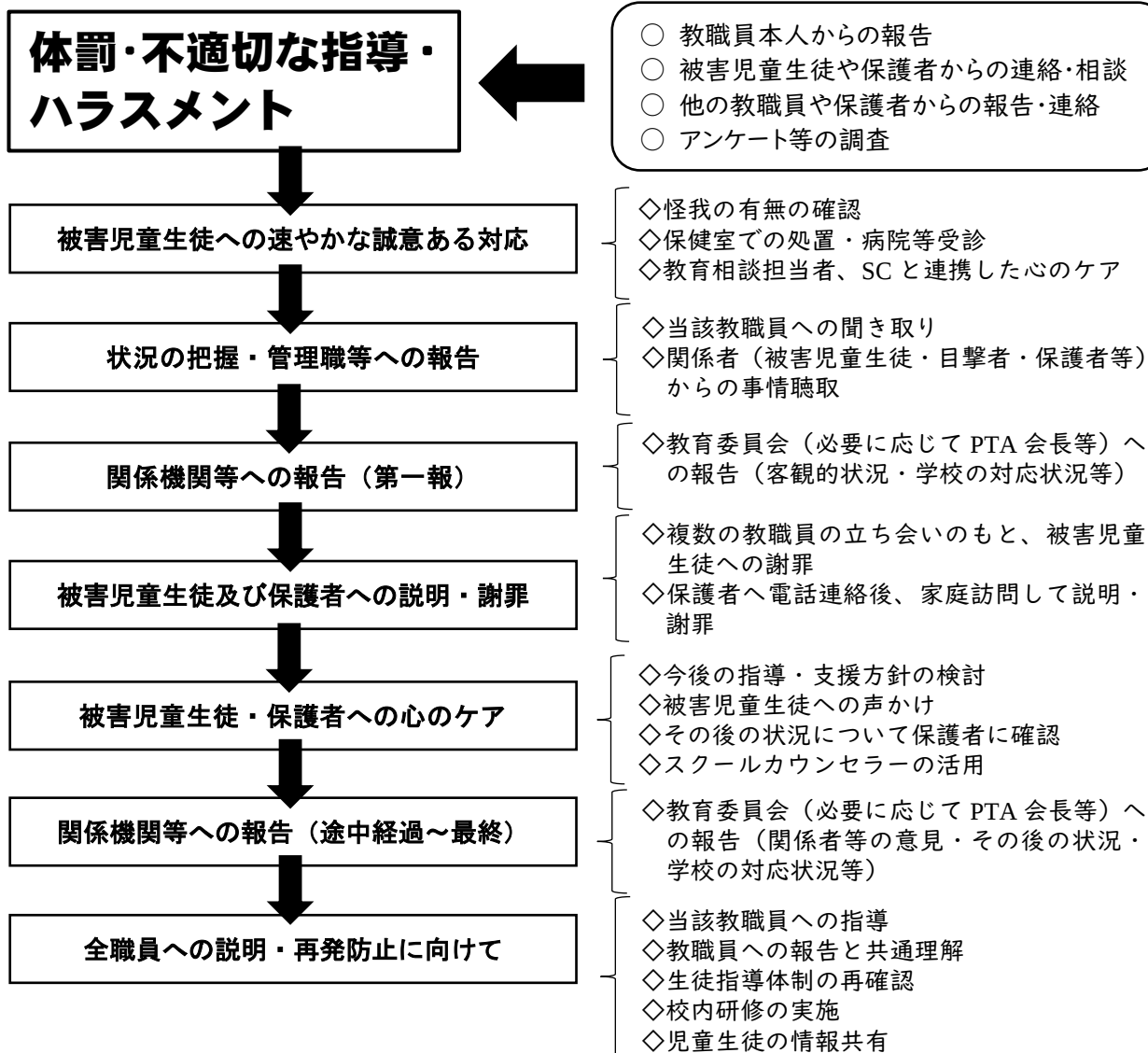
- （１） 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- （２） 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

拡大解釈は絶対に許されません。

「体罰に当たらない」とした例が拡大解釈されて、体罰の容認になっては絶対にいけません。甘い判断や勝手な解釈は、今、本県の教職員が、体罰に対する正しい認識を持ち、その根絶に向けて努力している中で、それを無にすることになってしまいます。正しい理解に基づく、適切な指導が必要です。

Ⅲ 体罰・不適切な指導・ハラスメントを行ってしまったら

体罰・不適切な指導・ハラスメントはあってはならないことですが、仮に行ってしまった場合には以下の対応例を参考に、誠意をもって迅速・適切に対応することが重要です。



◎ 基本的な心構えと児童生徒・保護者への対応について

- ・問題を軽く考えたり、先入観をもって考えたりせず、被害者の救済を第一に考える。
- ・正確な情報収集に努め、迅速かつ適切な対応により、被害の深刻化や拡大化の防止に努める。
- ・被害者の人権の尊重及びプライバシーを保護するとともに、知り得た秘密は守る。
- ・被害者が被害を訴えたことにより、不利益を受けることのないよう配慮する。
- ・体罰・不適切な指導・ハラスメントの事実が判明し、児童生徒や保護者にそのことについての説明と謝罪を行う場合には、まず児童生徒のこういった行為に対して、こういった指導を行ったのか、その経緯について十分に説明する。その上で、誠意をもって謝罪を行う。

◎ 重大事案等が発生した際の対応について

- ・重大事案等が発生した際は、「**教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針**」に従って対応する。

Ⅳ 資料

日常の指導について自己点検を行うことは、教職員の力量を高め、児童生徒への適切な指導にもつながります。下記の項目を繰り返しチェックし、その結果を話し合うことで日々の教育活動を振り返り、学校全体の意識を高めましょう。

また、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶について、共通理解が図られているか、定期的に、管理職が教職員のチェックシート等により確認してください。

※チェック基準 → 良好：◎ やや良好：○ やや不良：△ 不良：×

体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート (管理職用)

No.	チェック項目	チェック	備考(改善点等)
1	体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶について、その趣旨を平素から全教職員に周知徹底しており、生徒指導の進め方について共通理解を図っている。		
2	児童生徒が教職員に相談しやすい雰囲気や体制をつくっている。		
3	教職員が、体罰・不適切な指導・ハラスメントを行ったり、体罰・不適切な指導・ハラスメントが行われていることを知ったりした時に、管理職への報告、連絡、相談が行われる体制をつくっている。		
4	体罰・不適切な指導・ハラスメントに該当する行為に対して、「これくらいなら問題ない。」という安易な雰囲気を許していない。		
5	児童生徒への対応を特定の教職員に任せきりにせず、チームで対応する体制をつくっている。		
6	体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について、コンプライアンス研修などを活用し、定期的に全教職員で研修を行っている。		
7	教職員同士が授業を参観したり、指導に困った事例について対応策を話し合ったりして、指導力を高め合う機会をつくっている。		
8	校内巡視を十分に行い、生徒指導場面や部活動における教職員の児童生徒への指導状況を把握している。		
9	体罰・不適切な指導・ハラスメントがあった場合の学校の相談窓口や、教育委員会の相談窓口を、児童生徒や保護者に周知している。		

10	部活動を複数の顧問で担当させたり、顧問会議を開いたりするなどして、部活動が閉鎖的な場にならないように工夫している。		
----	---	--	--

体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート
(教職員用)

No.	チェック項目	チェック	備考(改善点等)
1	体罰・不適切な指導・ハラスメントは、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。		
2	「児童生徒のために」「指導方法の一つである」等の理由で、体罰や人格を否定するような発言等の不適切な指導・ハラスメントを正当化することはない。		
3	児童生徒や保護者との信頼関係があれば、「げんこつくらい」「1回叩く程度は大丈夫だ」「この程度のことなら」というような思い込みはしていない。		
4	児童生徒の話をじっくり聴いたり、学習内容を理解するまで待ったりするなど、常に心にゆとりをもった対応や指導を行っている。		
5	児童生徒に指導したことが、自分の思うように伝わらない場合にも、感情的にならず、冷静に児童生徒に接することができている。		
6	児童生徒への対応を、特定の教職員に任せきりにせず、共通理解に基づき、同じ対応を行っている。		
7	生徒指導の場面で、単独行動を行うことなく、常に他の教職員との連携を意識して、チームによる指導を心がけている。		
8	児童生徒の問題行動を現象面だけ見て判断するのではなく、家庭環境等の背景や障害特性について理解した上で、それに応じた適切な内容や方法で指導を行っている。		
9	体罰・不適切な指導・ハラスメントを行っている同僚を目撃した場合は、制止したり、注意したりすることができている。		
10	自分の指導がうまくいかない時、児童生徒のせいにすることなく、自らの指導の在り方を振り返り、その中から課題を見つけ出して、改善しようとしている。		

11	養護教諭等やスクールカウンセラーなど多くの教職員や外部の専門機関の人々と連携し、その意見も聞きながら、多面的に児童生徒を捉えようとしている。		
12	児童生徒や保護者から、他の教職員の体罰・ 不適切な指導・ハラスメント についての相談を受けて、そのままにしていることはない。		
13	体罰・不適切な指導・ハラスメントを行ったり見聞きした場合は、速やかに管理職に報告・連絡・相談することなどの対応について承知している。		
14	部活動において、試合やコンクール等に勝つことや自分のメンツよりも、児童生徒の心身の成長を最優先に考え、過度の負荷をかけた練習を強いたり、人格を否定するような発言等を行うことはない。		
15	部活動において、最新の研究成果を踏まえた科学的な指導や、児童生徒の良さを認め、意欲や自発性を引き出す指導を行っている。		
16	体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について、コンプライアンス研修などを活用し、定期的に全教職員で研修を受講している。		
17	児童生徒に対して、体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる行為を受けた時や、目撃したり、相談を受けた時には、相談窓口等に相談するよう指導している。		

体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する相談窓口

- 学校の相談窓口 担当者（職名： ）（ ）
電 話（ — — ）
 - 市町村教育委員会の相談窓口
（ ）教育委員会事務局
（ ）課 電話（ — — ）
（ ）課 電話（ — — ）
 - 岡山県教育委員会の相談窓口
 - ・ 部活動における体罰・不適切な指導・ハラスメントに関すること
岡山県教育庁保健体育課(運動部) 電話 086-226-7592
岡山県教育庁生涯学習課(文化部) 電話 086-226-7597
 - ・ その他体罰・不適切な指導・ハラスメント全般に関すること
岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 電話 086-226-7589
- ※ 相談内容の秘密は守られます。相談による不利益は一切ありません。
- ※ 児童生徒・保護者への周知を必ずお願いします。

体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に関する関係資料等

- 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について
スポーツ庁政策課企画調整室 令和5年2月13日
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00005.html

- 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）
文部科学省 初等中等教育局長 スポーツ・青少年局長 平成25年3月13日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm

- 運動部活動での指導のガイドラインについて
文部科学省 平成25年5月27日
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
スポーツ庁・文化庁 令和4年12月
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

- 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）
文部科学省 初等中等教育局長 平成19年2月5日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

- 特別な支援を必要とする子どものための実践ヒント集について
岡山県教育庁特別支援教育課 平成25年3月
<https://www.pref.okayama.jp/site/16/329389.html>

- 生徒指導対応ハンドブック
岡山県教育庁指導課生徒指導推進室 平成24年3月
<https://www.pref.okayama.jp/site/16/273074.html>

- 教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通知）
令和3年7月1日付け、人生第169号

懲戒処分の指針（抜粋）

この指針は、教職員の違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分の標準的な処分量定を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

第3 標準例

3 ハラスメント関係

(1) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント（注3）を行った（注4）ことにより、相手（幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）を除く。）に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(2) 職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

ア 妊娠、出産又はそれらに起因する症状により、勤務することができないこと若しくはできなかったこと、又は能率が低下したことなどに関する言動により、当該教職員の勤務環境を著しく害した教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により、当該教職員の勤務環境を著しく害した教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

（注3）「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は相手の勤務環境等を害することとなるようなものをいう。

（注4）教職員以外の者（児童等を除く。）に対するパワー・ハラスメントに類する言動を行った場合を含む。

4 体罰・不適切な指導関係

(1) 体罰により、児童等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、免職とする。

(2) 体罰により、児童等に傷害を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) 体罰を常習的に行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(4) 不適切な指導（注5）により、児童等に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(注5)「不適切な指導」とは、児童等の人格や人権、能力等を否定するような言動や、児童等に著しい恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やパワー・ハラスメントに類する言動といった不適切な言動も含む。

コンプライアンス研修

下記の「新たな研修プログラム」を校内で実施することにより、教職員一人一人が教育者としての自覚を高めるとともに、所属において、児童生徒に対する体罰やハラスメントといった不祥事が決して起こらない体制を構築してください。

【体罰】

- ・新たな研修プログラム（第3回） 事例研究編①「体罰・暴言等」

【パワー・ハラスメントに類する言動】

- ・新たな研修プログラム（第3回） 事例研究編①「体罰・暴言等」
- ・新たな研修プログラム（第31回）事例研究編⑩「児童生徒への暴言等」
- ・新たな研修プログラム（第40回）事例研究編⑪「パワー・ハラスメント」
- ・新たな研修プログラム（第46回）ミニ研修編③③「不適切な言動」

【セクシュアル・ハラスメント】

- ・新たな研修プログラム（第26回）事例研究編⑨「児童生徒へのセクハラ」
- ・新たな研修プログラム（第36回）ミニ研修編②④「児童生徒へのセクハラ」
- ・新たな研修プログラム（第48回）ミニ研修編③⑤「不適切な指導」